

広報



小坂町新型コロナウイルス
感染症対策
本部 (Tel.29-3901)

臨時配布
第2号
令和2年5月7日
発行

新型コロナウイルス 緊急事態宣言 の延長について

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言について、全国的に5月31日まで延長されることが決定しました。

町民の皆様には多くのご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの危機を一刻も早く収束させるため、裏面の政府が推奨する「新しい生活様式」を参照の上、適切な行動を行って、引き続きご理解とご協力をお願いします。

緊急事態措置の期間 令和2年5月31日(日)まで

① 県外との移動の自粛

- ・県外からの訪問・県外からの帰省など、県境をまたいだ移動を、真にやむを得ない場合を除き避ける。
- ・来県した人は自らが感染していることを想定し、2週間程度外出を控え、人との接触を最小限にする。

② 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける

- ・集団感染の原因となり得る「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話する密接場面」の3条件が重なる場を徹底して避ける。

③ 接待を伴う飲食店等への外出自粛

- ・すでにクラスターの発生が認められている施設(スポーツクラブ、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ライブハウス、カラオケ等)の利用については、自粛する。

④ イベント・行事等の自粛

- ・多人数または不特定の県外者が参加するイベント・行事・会合・集会等は、開催を控える。
- ※比較的少人数が参加するイベント等については、次の感染防止対策を講じた上で開催(例えば、県民の参加人数が最大でも50人程度を想定)。

- 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- 大声での発声、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- 必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

⑤ 若者は感染しても症状が出ない場合があることから、集団での活動を控える

⑥ 商店街やスーパーマーケットにおける感染拡大防止

- ・買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避ける。

⑦ 公園等における感染拡大防止

- ・少人数で混雑時を避け、人と人との距離を適切にとる。
- ・地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策について利用者への協力を呼び掛ける。